

授業料後払い制度について

令和6年度から大学院（修士段階）における「授業料後払い制度」（以下、「本制度」という）が創設されます。

本制度は、経済的に厳しい状況にある学生等が、進学・修学を断念することがないように、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業・修了後の所得に応じて「後払い」とする仕組みです。日本学生支援機構第一種奨学金と同様に無利子であり、授業料相当額の「授業料支援金」と、最大で月に4万円の「生活費奨学金」の貸与による2本立てで構成されるものです。

本制度は日本学生支援機構第一種奨学金と併用できません。

※ 本制度は文部科学省による制度検討中のため、内容に変更が生じる可能性があります。今後の手続きについては詳細等の通知があり次第、本学HPやUNIPAにてお知らせします。

対象者

本人年収300万円程度以下（単身者の場合）の者

※令和6年度春入学者の特例

以下2点ともに満たす者

- ① 学部で「高等教育の修学支援制度」の対象となったことのある学生（令和6年度春入学者に限り、家計や学力等を理由として不採用になることはありません）
- ② 就労等を挟まずに大学院へ進学した者

制度の特徴

- ① 月額ではなく、授業料相当額についてまとまった貸与（授業料支援金）を受けられます。
- ② 卒業後の所得や自身の子供の数に応じて納付額が以下のとおり定められております。
 - ・ 所得に応じた納付が始まる年収基準：300万円程度
 - ・ 上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
 - ・ ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設
 - 子供が2人いれば年収400万円程度までは所得に応じて納付は始まらない

後払いとできる授業料の額（授業料支援金）

年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料。

※授業料支援金は日本学生支援機構から貸与を受けるものであり、保証料の支払い（**機関保証**への加入）は必須です。上記の金額に保証料を上乗せした金額が貸与額となります。

授業料支援金とは別に貸与を受けることができる額（生活費奨学金）

授業料支援金とあわせて、月 2 万円又は 4 万円から選択する額（無利子）の貸与を受けることができます。

※保証料の支払い（**機関保証**への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、月額から保証料を差し引いて貸与されます。

※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能です。

授業料減免との併用

本制度と本学独自の授業料減免は併用可能です。授業料減免を受けた場合には、原則、【減免後】の額が本制度の対象となります。このため、大学院において授業料が全額免除になった場合、対象額が 0 円となることがあります。なお、一部免除と判定された場合は、授業料減免後の額を「授業料支援金」として貸与を受けることになります。

注意事項

- 本制度は貸与であり、修了後の所得に応じて返還する必要があります。
- 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできません。
- 本制度に申請した場合、採用が決定するまで授業料の納入が猶予されます。（授業料納付猶予願の提出が必要）
- 令和 6 年度は秋の募集のみとなり、春からの貸与を希望する場合でも、採用は最短で 11 月になる予定です。そのため、採用者の生活費奨学金は 11 月に 4～11 月の 8 ヶ月分が振込みとなる予定です。
- 本制度に採用されなかった場合、指定期日までに授業料を全額納入する必要があります。
- 第一種奨学金と同様に、特に優れた業績による返還免除制度への申請が可能です。

申請時期・方法

本制度利用希望者は指定期日までに利用希望申出書、給付奨学生証と授業料納付猶予願を学生支援課まで提出をお願いします。令和 6 年度春入学の対象者は、令和 6 年 4 月の指定期日までに該当書類を学生支援課まで提出してください。詳細や必要書類は令和 6 年 4 月頃に UNIPA に公開しますのでご確認をお願いします。

問い合わせ

ご質問等のある場合は、下記宛先までメールでお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際には、メール本文に「所属学部」、「学籍番号又は受験番号」、「氏名」を明記してください。

山陽小野田市立山口東京理科大学学生支援課

メールアドレス：gakusei@admin.socu.ac.jp

※上記内容以外の問い合わせにはお答えできません。

参考：文部科学省HP

[授業料後払い制度に関する Q&A \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)